

Q&A

Q1: SCは3週間に1度訪問するだけです。どのように活用を図ればよいでしょうか。

A1: 限られた訪問を有効に使うために、コーディネーター担当を中心にSCを計画的に活用することが大切です。SCの勤務時間や学校規模等の都合でSCが児童生徒や保護者と直接面談できない場合は、「支援の在り方を助言してもらう」等、SCの間接的な支援を取り入れていく必要もあります。

《SCの活用例》

面談やカウンセリングの結果を受け、SCと共に次回の勤務日までの支援方針を明確化しています。また、学校(担任)は児童生徒の支援の状況を記録し、SCが勤務日に児童生徒の様子を詳細に把握できるよう努めています。

Q2: 勤務校にSCが配置されていません。どうすればSCに支援してもらえますか。

A2: SCが配置されていない小学校については、校区内の中学校に配置されているSCを中学校長への要請により派遣してもらうことができます。また、各教育事務所にはスクールカウンセラースーパーバイザーが配置されており、支援を要請することができます。

《SCの活用例》

不登校状態がなかなか改善されない児童のケース会議に、中学校配置のSCに参加してもらい、対応方法を具体的に助言してもらっています。

協働のためのチェックリスト

- SCとの間で「協働ビジョン」の共通理解を図っている。
- 一年間を見通した教育相談活動のプランを作成し、SCに伝えている。
- SCからの業務報告を受け、支援の方向性を検討している。
- SCのスケジュール調整を行い、勤務日の活動内容を事前にSCに伝えている。
- SCを教育相談部会等の一員として位置付けている。
- 教育相談部会等においては、SCの役割を明確にしている。
- SCと、市町村が配置している相談員等との役割・機能について、共通理解されている。
- 児童生徒への支援内容を記録し、情報を「見える化」している。
- 相談室の位置、机や椅子の配置、掲示物、部屋の明るさ等に配慮している。
- 児童生徒が気軽に相談できる雰囲気づくりを心掛けている。
- 職員室にはSC用の机や椅子が用意されている。
- 全校児童生徒や保護者へSCを紹介し、相談方法等を周知している。
- SCを講師とした校内研修等を実施し、教職員の教育相談についての能力の向上に努めている。

平成24年4月

スクール カウンセラー との 協働に向けて



スクールカウンセラーの配置にあたって

- 県教育委員会が配置するスクールカウンセラー(SC)は、臨床心理士等の資格や心理臨床業務等の経験を有する「心の専門家」です。
- SCを配置するねらいは、学校の相談機能を高めることにあります。
- SCは、校長の指導の下、学校組織の一員として相談業務にあたります。
- SCの専門性を生かすためには、SCと教育相談部会等との協働体制をつくる必要があります。



スクールカウンセラーとの**協働**のための7つのポイント

Point

1

学校としての方針をSCに伝え、役割の共通理解を図りましょう。

Point

2

コーディネーター担当の教師がSCの日程を管理しましょう。

Point

3

SCを教育相談部会等へ位置付けましょう。

Point

4

SCと教職員の情報共有を図りましょう。

『SCの業務』

1. 児童生徒への面談
2. 保護者への面談、関係機関の紹介
3. 教育相談全般に対する指導・助言
 - ・教育相談部会等での助言
 - ・教師への個別支援
4. 各種研修会の講師
 - ・校内研修
 - ・PTA講演会
5. 問題行動等の予防的な取り組みへの支援
 - ・授業づくりへの支援・協力
 - ・集会等での講話
 - ・教育相談だより等の作成・協力

Point

5

SCが相談活動しやすいように環境整備を図りましょう。

Point

6

教職員とSCとの円滑な人間関係づくりを進めましょう。

Point

7

SCの役割や相談方法について児童生徒、保護者への周知を図りましょう。

学校の実態に応じた業務を明確にしましょう。

【参考】スクールカウンセラーの1日(例)



例1) 毎週7時間勤務のSCの場合

- | | |
|-------------|-------------------|
| 9:00- 9:15 | コーディネーターとの打ち合せ |
| 9:20-10:05 | 教育相談部会へ出席・助言 |
| 10:10-10:50 | 面談①(生徒の保護者) |
| 11:00-11:40 | 面談②(校区内小学生の保護者) |
| 11:40-12:30 | 授業参観 |
| 12:30-13:30 | 休憩 |
| 13:30-14:00 | 担任への助言 |
| 14:10-15:00 | 面談③(生徒) |
| 15:20-16:30 | 中学校区教育相談連絡会へ出席・助言 |
| 16:30-17:00 | 業務報告と次週の予定確認 |

例2) 毎週4時間勤務のSCの場合

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 13:00-13:15 | コーディネーターとの打ち合せ |
| 13:15-13:45 | 担任への助言 |
| 13:50-14:40 | 教育相談部会へ出席・助言 |
| 14:50-15:40 | 学級活動の授業への支援
(担任とのTT) |
| 15:50-16:30 | 面談(生徒) |
| 16:30-17:00 | 業務報告と次週の予定確認 |

